

官民人事交流関係人事院規則の一部改正等について

平成22年8月16日

人事院人材局

人事院は、官民人事交流法に基づく官民人事交流制度について、公務の公正性を確保しつつ、官民交流の推進に資するよう、各方面の意見を踏まえ、官民人事交流の基準を定めた人事院規則21-1（交流基準）等を次のように改正し、本日、公布及び施行する。

I. 改正の趣旨等

(1) 平成22年6月22日に閣議決定された「退職管理基本方針」において、「人事交流を通じた官民の相互理解、行政運営の活性化等のためには、指定職俸給表の適用を受け、職員を含め、国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成11年法律第224号)に基づく官民人事交流の一層の推進を図る必要がある、人事院の取組を踏まえ、制度の適切な活用を図る。」とされたところである。

(2) 官民人事交流については、これまでも、国家公務員制度改革基本法（平成20年法律第68号）において「官民の人材交流の推進」「対象の拡大」等が規定されるなど、その推進が課題とされてきたが、(1)の退職管理基本方針での検討要請を踏まえ、人事院としては、制度の趣旨（行政の課題に柔軟・的確に対応できる人材の育成等。下掲参照）に沿った人事交流が行われること、公務の公正性が確保されること、制度の趣旨に反した利用がされないようにすることといった観点から、交流基準等の見直しに係る検討を進めてきた。

今般、その検討の結果として、指定職職員に係る交流の基準を一部見直すほか所要の措置を講じることとするもの。

○ 国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号）

（目的）

第1条 この法律は、行政運営における重要な役割を担うことが期待される職員について交流派遣をし、民間企業の実務を経験させることを通じて、効率的かつ機動的な業務遂行の手法を体得させ、かつ、民間企業の実情に関する理解を深めさせることにより、行政の課題に柔軟かつ的確に対応するために必要な知識及び能力を有する人材の育成を図るとともに、民間企業における実務の経験を通じて効率的かつ機動的な業務遂行の手法を体得している者について交流採用をして職務に従事させることにより行政運営の活性化を図るため、交流派遣及び交流採用（以下「人事交流」という。）に関し必要な措置を講じ、もって公務の能率的な運営に資することを目的とする。

(3) 改正に当たっては、7月10日（土）から8月8日（日）まで、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び人事院ホームページへの掲載により、意見聴取手続（パブリックコメント）を行うとともに、8月2日（月）に交流審査会（会長：稲葉東北大学大学院法学研究科教授）に対する意見聴取を行った。

II. 改正内容

1. 人事院規則 21-1（交流基準）の改正

① 指定職職員に係る交流制限 【第6条、第8条関係】

改正前の交流基準では、指定職俸給表の適用を受ける職員は、在職する国の機関と所管関係にある民間企業との間では、官民人事交流をすることができないところ、本省庁の部長・審議官や管区機関の長等については、（在職する国の機関と所管関係にある民間企業であっても）所属する局庁（官房、局、外局（庁等）、各管区機関等）と所管関係にない民間企業との間では、交流が可能となるようにする。

なお、

ア 本省庁の局長級以上については、その職責等を踏まえ、現行どおりの制限を維持する。

イ 本省庁の部長・審議官などについても、所属する局庁と所管関係にある民間企業との間では、引き続き交流はできないものとする。

② 特許審査官等に係る交流派遣の特例 【第7条の2関係】

改正前の交流基準では、特許庁の審査官等は、あらゆる民間企業と所管関係（特許権の審査等の関係）がありうることから、民間企業への交流派遣ができないところ、交流派遣の特例規定を置き、派遣前2年間に審査した企業でないこと等公務の公正性の確保の観点から人事院が定める要件を満たしている場合には、交流派遣が可能となるようにする。

③ その他 【第2条関係など】

①の改正に伴い、本省庁の局長等の官職、部長等の官職の定義など所要の規定の整備を行う。

2. 規則 21-0（国と民間企業との間の人事交流）の改正

1 ①の改正に関連して、官民人事交流制度の趣旨に沿った適切な運用が確保されるよう、各省各庁の長があらかじめ人事院に提出する交流派遣の実施に関する計画の必要的記載事項として、部長・審議官などの交流派遣予定職員について、復帰後継続勤務させ、及び交流派遣による経験等を生かすための配置その他の人事等に関する方針を追加する。

III. 適切な運用の確保のための対応

人事院は、上記の審議官級職員に係る交流基準の改正に併せ、制度の趣旨に沿った適切な運用が確保されるよう、運用上、次のような措置を行うこととする。

i) 指定職職員が交流派遣から復帰した後（派遣期間中を含む）、勸奨退職させることや、自己都合退職で派遣先企業等に就職することは、官民人事交流制度の趣旨に反するものであり、仮にそのような事態が生じた場合には、1年間、当該国の機関に係る新たな交流派遣を認めないこととする。

なお、復帰後継続勤務を行い、既に交流派遣の成果を公務に十分還元したと認められる場合など特段の事情があり、公務の公正の確保の面からも問題がないと認められる場合には、この限りではない。

ii) 指定職職員を交流派遣した場合には、交流派遣前2年間の官職等についても、国会及び内閣に対する年次報告において付記することとし、透明性の向上を図る。復帰後の勤務状況についても同様とする。

以 上

問	人材局企画課長	福田 紀夫
合	人材局付調査職	鈴木 敏之
せ	電話 代表03-3581-5311(内線2313)	
先	直通03-3581-7722	